本号で公布された法令のあらまし

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第一八七号）（総務省）

1　国際戦略局総務課及び国際政策課を廃止し、その所掌事務を同局に設置する国際戦略課に移管することとした。（第六七条及び第六八条関係）

2　国際戦略局に国際展開課を設置し、その所掌事務を定めることとした。（第六七条及び第七二条関係）

3　国際戦略局に参事官一人を設置し、その職務を定めるとともに、設置期間の特例を定めることとした。（第六七条、第七五条及び附則第一八条関係）

4　この政令は、令和三年七月一日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第一八八号）（国土交通省）

1　大臣官房に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二一条関係）

2　国土政策局に置かれる計画官の定数を改めることとした。（第六二条及び第六八条関係）

3　住宅局に新たに参事官を二人置くこととした。（第一一四条、第一一七条、第一一九条、第一二〇条及び第一二〇条の二関係）

4　海事局海洋・環境政策課の所掌事務を変更することとした。（第一四三条関係）

5　この政令は、令和三年七月一日から施行することとした。

◇防衛省組織令等の一部を改正する政令（政令第一八九号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　大臣官房の所掌事務の一部を地方協力局の所掌事務とし、同局に置かれる課の所掌事務等を改めることとした。（第五条、第九条、第一三条、第四〇条から第四七条まで、第四九条及び第五〇条関係）

2　大臣官房に置かれる審議官及び参事官の定数を改めることとした。（第一〇条の三及び第一〇条の四関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　航空自衛隊の航空警戒管制団を改編することに伴い、関係規定を整備することとした。（第三〇条の一三関係）

2　地方協力局沖縄調整官及び同局調達官の廃止に伴い、当該官職を管理隊員から削除することとした。（第五一条の六関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　我が国における新型コロナウイルス感染症の発生に際して、自衛隊法第八三条の規定により派遣された職員等について夜間看護等手当の支給範囲の特例を定めることとした。（附則第七項関係）

2　沖縄調整官及び調達官の廃止に伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めることとした。（別表第三関係）

四　防衛施設中央審議会令の一部改正関係

防衛施設中央審議会の庶務を行う部署を改めることとした。（第三条関係）

五　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の一部改正関係

駐留軍等再編関連振興会議の庶務を行う部署を改めることとした。（第九条関係）

六　施行期日等

1　関係政令について所要の改正を行うこととした。

2　この政令は、令和三年七月一日から施行するほか、必要な施行期日等を定めることとした。

政　令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百八十七号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条」を「第七十五条」に、「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

第六十七条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「七課」の下に「及び参事官一人」を加え、「総務課」を「国際戦略課」に、「国際政策課」を「国際展開課」に改める。

第六十八条の見出し及び同条中「総務課」を「国際戦略課」に改め、同条第二号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

二　国際戦略課、国際展開課、国際経済課、国際協力課及び参事官の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三　電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関すること（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限り、国際展開課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

四　条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること（第十二条第一項第八号及び第七十条第二号に掲げるものを除く。）。

五　総務省の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること（国際経済課及び国際協力課の所掌に属するものを除く。）。

第七十二条を次のように改める。

（国際展開課の所掌事務）

第七十二条　国際展開課は、電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。）で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の展開の促進に係るものをつかさどる。

第七十三条中「国際関係事務（」の下に「国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関するものに限り、」を加え、「第七十条第二号及び前条第三号」を「第六十八条第四号及び第七十条第二号」に改める。

第八十条を削り、第七十九条を第八十条とし、第七十五条から第七十八条までを一条ずつ繰り下げ、第一章第二節第三款第八目中第七十四条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第七十五条　参事官は、命を受けて、電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限り、国際展開課の所掌に属するものを除く。）のうち重要事項に係るものを分掌し、又は国際戦略局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。